

## 令和6年第3回可児市農業委員会総会議事録

|             |   |
|-------------|---|
| 開催日時        | 令和6年3月1日（金）午後2時00分から午後2時45分   |
| 開催場所        | 庁舎5階全員協議会室  |
| 農業委員        | 菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦、田中きょうこ  |
| 農地利用最適化推進委員 | 江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜  |
| 事務局         | 局長 渡辺 勝彦、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃   |
| 議案          | <p>第12号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第13号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第14号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第15号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>第16号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p>  |
| 議長          | <p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和6年第3回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、9名です。</p> <p>これより令和6年第3回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p> |
| 委員          | <p><b>【異議なしの声多数】</b></p> <p>それでは、6番山本富義委員、7番柴田智弘委員の両名を指名します。</p>  |
| 議長          | <p>続きまして、日程第2、議案第12号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>  |
| 事務局         | <p>日程第2、議案第12号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。</p>   |

今月の申請は、贈与による所有権移転1件です。

受付番号1番は、中恵土の方と中恵土の方との間における贈与による所有権移転です。

中恵土地内において、譲受人は、既に所有する農地に隣接する申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、中恵土お願いします。

三宅委員

推進委員9番の三宅から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、中恵土、大型家電量販店の南にある農地で、譲渡人は東側の住宅開発により巾1mほどの農地を所有していましたが、今回処分することとなり申請地を西側農地所有者に贈与により渡す申請です。今後も農地として管理される計画で、問題ないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員

【意見・質問なし】

議 長

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第12号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員

【異議なしの声多数】

議 長

異議ないものと認め、議案第12号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして、日程第3、議案第13号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局

日程第3、議案第13号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、1件です。

受付番号1番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置することです。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、下恵土お願いします。

江口委員

推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、下恵土広瀬にある農地です。隣接地を一体利用して一般個人住宅を建

築する計画で、隣接者への説明も済み、周囲にはコンクリート擁壁を設置して被害防除されます。隣接する市道に側溝が無いため、雨水については自然浸透として処理されます。上下水道とも整備されており、農業用排水への影響も無く、転用されても、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

伊藤委員 一般基準判定で水路管理者の排水同意がありで、雨水排水が浸透枳となっているが、なぜか。

事務局 土地改良区のエリア内であるため、土地改良区の協議書が提出されています。協議書様式には水路管理者の署名押印もあるため、排水同意ありと記載しているが、実際の雨水処理は、自然浸透となります。今後は、資料の記載について、注意いたします。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質問なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議長 議案第 13 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 13 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第 4、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号 2 番の案件が、日程第 5、議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 1 番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 4、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 8 件、贈与による所有権移転 3 件の合計 11 件です。

併せて、日程第 5、議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、事業計画の変更に伴う、売買による所有権移転 1 件です。

それでは、5 条から、説明します。

受付番号 1 番は、中恵土の方と御高町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合北地内で、パン製造販売の店舗を建築するとのこと。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号2番は、御嵩町の法人と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の駐車場と庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

事業計画変更、受付番号1番と同時申請となります。

事業計画変更、受付番号1番は、御嵩町の法人と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の駐車場と庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり分譲住宅敷地として事業を進める予定でしたが、事業承継者から自宅敷地の拡張のため申請地を譲渡してほしいと強い要望があったことから、これに応じるため事業を譲渡することになりました。5条受付番号2番との同時申請です。

受付番号3番は、土田の方と愛知県犬山市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんがフェンスを設置するとのことです。

受付番号4番は、今渡の方外4名と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、坂戸地内で、分譲住宅2棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和5年10月31日に農振除外されています。

受付番号5番は、山梨県北杜市の方とみずきヶ丘の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、貸駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、隣接する用悪水路より低く整地するとのことです。

令和5年10月31日に農振除外されています。

申請地の東側に隣接する駐車場と同様に、運送業者の貸駐車場として利用するとのことです。

受付番号6番は、羽崎の方と柿下の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、羽崎地内で、隣接地を一体利用して建設業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する既設事務所に関連する資材置場であり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

令和5年10月31日に農振除外されています。

受付番号7番は、柿田の方と土田の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、柿田地内で、分譲住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

敷地の一部を駐車場として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号8番は、中恵土の方と中恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して、管工業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号9番は、中恵土の方と中恵土の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等は行わず、現状と変更なしとのことです。

受付番号 10 番は、中恵土の方と中恵土の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

受付番号 11 番は、中恵土の方と中恵土の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、川合北お願いします。

大澤委員 農業委員 2 番の大澤が受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 1 番は、川合地区センター北の区画整理事業が実施された地域にある農地で、譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、十分に管理できないため、譲受人が売買により取得して、パンを製造販売する店舗を建築するための転用申請です。周囲に農地はありませんが、被害防除としてコンクリートブロックを設置され、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号 2 番及び事業計画変更受付番号 1 番、下恵土お願いします。

江口委員 推進委員 1 番の江口が受付番号 2 番及び事業計画変更受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 2 番と事業計画変更受付番号 1 番は、同一地なので併せて説明します。下恵土地内の今渡北小学校東の農地で、当初事業計画者は 1 区画に宅地分譲する計画でしたが、申請地の南の方から自宅敷地を拡張して、駐車場と庭として利用したいと強い要望がありこれを承諾して応じることとし申請されました。隣接農地にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は自然浸透で、汚水の発生はありません。転用されても、問題ないと思います。

|                |  |
|----------------|--|
| 議 長<br>奥田委員    | <p>受付番号3番、土田お願いします。</p> <p>農業委員4番の奥田が受付番号3番の案件について報告します。</p> <p>受付番号3番は、土田白髭神社参道西の農地で、北側隣接地で集合住宅を経営している譲受人が事業を拡大するため購入して集合住宅1棟の建築と駐車場を整備される申請です。譲渡人は高齢により2年ほど耕作をされていない農地です。隣接地に農地はありませんが、周囲はコンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は道路側溝、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。</p>            |
| 議 長<br>山本(富)委員 | <p>受付番号4番、坂戸お願いします。</p> <p>農業委員6番の山本が受付番号4番の案件について報告します。</p> <p>受付番号4番は、坂戸、可児高校北の農振除外された休耕していた農地です。譲渡人の方々は相続により取得しましたが、遠方に居住しており、長らく休耕地でした。譲受人は、市内で不動産業と建築業を営んでおり、2棟の分譲住宅を建築されます。土地改良管理組合の同意もあり、西側農地はコンクリートブロックを設置されます。雨水は南側道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。</p> |
| 議 長<br>山本(富)委員 | <p>受付番号5番、塩お願いします。</p> <p>農業委員6番の山本が受付番号5番の案件について報告します。</p> <p>受付番号5番は、塩地内にある農地を運送業及び中古車販売業を営んでいる事業者の役員が購入して会社に駐車場として貸して利用するための転用申請です。農振除外されており、譲渡人は相続により取得しましたが遠方に済んでおり、管理ができないため承諾され、転用申請されました。隣接地に農地は無く、雨水は自然浸透、周囲にコンクリートブロックを設置して被害防除されますので、転用されても、問題ないと思います。</p>    |
| 議 長<br>鈴木(好)委員 | <p>受付番号6番、羽崎お願いします。</p> <p>推進委員6番の鈴木が受付番号6番の案件について報告します。</p> <p>受付番号6番は、羽崎地内の県道土岐可児線と県道多治見八百津線の交差点の北東に接する農地で、隣接地の事務所の北側を資材置場として利用するための申請です。周囲に農地はありませんが、コンクリートブロックを積み、被害防除されます。土地改良区の同意もあり、雨水は自然浸透で、転用されても、問題ないと思います。</p>  |
| 議 長<br>酒向委員    | <p>受付番号7番、柿田お願いします。</p> <p>推進委員8番の酒向が受付番号7番の案件について報告します。</p> <p>受付番号7番は、柿田地内の道の駅可児ッテの東の農地です。高齢となり耕作できないため、譲受人が購入して、分譲住宅1棟を建築する申請です。申請地の一部に車庫が建築されており、始末書が提出されています。周囲には農地は無く、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。</p>  |
| 議 長<br>三宅委員    | <p>受付番号8番から11番、中恵土お願いします。</p> <p>推進委員9番の三宅が受付番号8番から11番の案件について報告します。</p> <p>受付番号8番は、中恵土、可児川沿いにある農地を管工業資材置場として整備し利用するための申請です。周囲に農地は無く、雨水は自然浸透、西側、北側にはコンクリートブロックを設置して被害防除されますので転用されても、問題ないと思います。</p> <p>受付番号9番から11番は、同じ場所ですから併せて報告いたします。</p>                                |

9番から11番は、中恵土の大型家電量販店南にある農地で、譲渡人は東側の住宅開発により巾1mほどの農地を所有していましたが、今回処分することとなり申請地を東側の住宅所有者へ贈与により渡す申請です。周囲に農地は無く、住宅敷地の一部として利用されますので、雨水は自然浸透となり、転用されても、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 受付番号9番から11番は、隣接者が購入され、住宅敷地として利用されるのか。

事務局 巾が1mしかないため、説明資料の住宅地図では、分かりにくいですが、東側住宅所有者が取得して、一体利用されます。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第14号及び第15号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第14号及び第15号は、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第16号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第16号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今月の申請は、8件です。

受付番号1番は、川合の方と長坂の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。

川合地区内の該当農地について、令和9年3月までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号2番から6番は、同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。

塩河の方外4名と土田の法人との間での再設定と新規の解除条件付使用貸借権の設定です。

塩河他3地区内の該当農地について、令和9年3月までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号7番は、土田の死亡者の相続人と土田の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。

土田地区内の該当農地について、令和11年3月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号8番は、東帷子の方と菅刈の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。

東帷子地区内の該当農地について、令和11年3月までの5年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 長 【意見・質疑なし】

議 員 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 員 長 議案第 16 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委 員 長 【異議なしの声多数】

議 員 長 異議ないものと認め、議案第 16 号は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の 2 月指導分について報告します。

別添資料 1 をご覧ください。(件数 2 件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 2 月届出分です。

別添資料 2 をご覧ください。(件数 1 件)

3. 農業用施設の届出書の 2 月届出分です。

別添資料 3 をご覧ください。(件数 1 件)

4. 2 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。

6 件の届出がありました。

田 20 筆 15,590.00 m<sup>2</sup> 畑 22 筆 7,436.00 m<sup>2</sup> 合計 42 筆 23,026.00 m<sup>2</sup>

5. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は、3 月 28 日の木曜日を予定しています。

令和 6 年第 4 回農業委員会総会は、令和 6 年 4 月 4 日木曜日に午後 2 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。

議 長 これをもちまして、令和 6 年第 3 回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。